改正後

# 第3 農業者の手続等

### 1 経営改善資金計画書の作成等

- (1) 借入希望者は、
  - ア これまでの経営状況はどうなっているのか
  - イ 経営改善(認定就農計画の目標を達成するための取 組を含む。以下同じ。)のための計画は適切であり、 実行可能か
  - ウ 経営改善のための計画が実行された場合に収支はどうなるか、融資返済は可能か

等について、自ら真剣に検討の上、おおむね5年間の経営改善資金計画書を別紙2の(1)又は(2)により作成し、別紙1の借入申込希望書とともに、(5)の窓口機関に提出するものとする。

なお、1回の借入希望額が個人にあっては700万円以下 (青色申告を実施しているものは1,000万円以下)、法人 にあっては3,000万円以下であり、かつ、直近期末の総借 入残高が直近期(特別の事情がある場合は直近期の前 期)の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額(借入希 望者が法人である場合は総売上高)以下となっている借 入希望者及び東日本大震災により著しい被害を受けた又 は新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対 策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第 1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)に より経営に影響が発生している等の借入希望者(以下 現行

# 第3 農業者の手続等

### 1 経営改善資金計画書の作成等

- (1) 借入希望者は、
  - ア これまでの経営状況はどうなっているのか
  - イ 経営改善(認定就農計画の目標を達成するための取 組を含む。以下同じ。)のための計画は適切であり、 実行可能か
  - ウ 経営改善のための計画が実行された場合に収支はどうなるか、融資返済は可能か

等について、自ら真剣に検討の上、おおむね5年間の経営改善資金計画書を別紙2の(1)又は(2)により作成し、別紙1の借入申込希望書とともに、(5)の窓口機関に提出するものとする。

なお、1回の借入希望額が個人にあっては 700 万円以下(青色申告を実施しているものは 1,000 万円以下)、法人にあっては 3,000 万円以下であり、かつ、直近期末の総借入残高が直近期(特別の事情がある場合は直近期の前期)の農業粗収入及び農外収入の金額の合計額(借入希望者が法人である場合は総売上高)以下となっている借入希望者及び東日本大震災により著しい被害を受けた借入希望者(以下「被災借入希望者」という。)にあっては、別紙2の(1)又は(2)の経営改善資金計画書に代えて、別紙2の(3)又は(4)の経営改善資金計画書(以下「簡素化様式」という。)を使用することができるもの

# 〇 農業経営改善関係資金基本要綱(平成 14 年 7 月 1 日 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知)の一部改正新旧対照表 (下線部分は改正部分)

「被災借入希望者等」という。)にあっては、別紙2の(1)又は(2)の経営改善資金計画書に代えて、別紙2の(3)又は(4)の経営改善資金計画書(以下「簡素化様式」という。)を使用することができるものとする。ただし、今後5年間の間に本要綱対象資金の借入れを予定している場合、負債の整理に必要な長期資金の借入れを含む場合又は借入希望者が認定新規就農者である場合は、簡素化様式を使用することはできないものとする(ただし、被災借入希望者等を除く。)。

とする。ただし、今後5年間の間に本要綱対象資金の借入れを予定している場合、負債の整理に必要な長期資金の借入れを含む場合又は借入希望者が認定新規就農者である場合は、簡素化様式を使用することはできないものとする(ただし、被災借入希望者を除く。)。

附 則(令和2年4月 日2経営第 号) この要綱の一部改正は、令和2年 月 日から施行する。